

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 1 号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市保健所条例の一部を改正する条例（令和7年3月27日京都市条例第 53 号）  
の施行期日は、令和7年4月14日とする。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）